

# 本多静六賞表彰要綱

## (趣旨)

第1条 森林に関する学術研究や実践活動に尽力し、林学教育及び学術書の執筆並びに森林や公園の造成及びその指導等を通じて社会に貢献した本多静六博士の精神を今に伝える個人又は団体を表彰することにより、本多静六博士の功績をたたえとともに、緑と共生する社会づくりを推進することを目的として「本多静六賞」を創設する。

## (受賞対象者)

第2条 受賞対象者は、埼玉県にゆかりがあり、学術研究又は実践活動により緑と共生する社会づくりに貢献した個人又は団体とする。

2 原則として、すでに本多静六賞を受賞しているものは、受賞の対象外とする。

## (募集)

第3条 本多静六賞の募集は、年1回行う。なお詳細は、その都度別に募集要項で定める。

## (受賞者の決定)

第4条 受賞者は、本多静六賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経て、知事が決定する。

2 選考委員会の組織及び運営については、別に定める。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は、埼玉県植樹祭等において行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本多静六賞に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。